

金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整

中小企業信用保険法第2条第5項第7号

セーフティネット保証7号の規定による認定申請について

○ 対象中小企業者

- 1 法第2条第5号第7号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関(以下「指定金融機関」という。)と金融取引を行っていること。
- 2 指定金融機関からの借入金残高が前年同期に比べ10%以上減少していること。
- 3 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

○申請に必要な書類

	書 類	提出部数	法人	個人
1	認定申請書	2通	●	●
2	決算書写し(前期分) ※借入先内訳書も含む	1通	●	
3	所得税確定申告書の写し	1通		●
4	直近の残高証明書(全金融機関)	各1通	●	●
5	前年同期の残高証明書(全金融機関)	各1通	●	●

○代理申請

中小企業者以外の人(金融機関等)が申請手続きを行うときは、委任状が必要です。

○問合せ

高崎市商工観光部商工振興課金融担当 (高崎市庁舎13階)

TEL 027-321-1258